

安保法制違憲・最高裁第一小法廷決定（東京差止訴訟）に対する声明

2024年 3月10日

東京安保法制違憲訴訟弁護団

去る2024年2月22日、違憲の安保法制に基づく集団的自衛権の行使としての防衛出動命令等の差止等を求めて東京で提起された訴訟について、最高裁第一小法廷は、極めて不当な理由付けにより、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

その内容は、2023年9月6日に、違憲の安保法制を立法した行為について国家賠償を求めて東京で提起された訴訟について最高裁第二小法廷が行った決定と同様に、上告について、本件上告の理由は違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに民訴法312条1項又は2項に規定する事由に該当しない、上告受理申立てについて、本件は民訴法318条1項により受理すべきものとは認められないと述べるのみで、実質的な判断に全く踏み込まないものであった。

本決定は、一内閣の閣議決定のみで国民を憲法改正手続に全く関与させず国民不在のまま憲法解釈を変更したことの重大性と、そのことがもたらすリスクの重大性について、判断を誤ったものであると断じざるを得ない。差止めの訴えについて、集団的自衛権が行使される蓋然性が具体的・客観的に認められるような状況になってからでなければ裁判所は憲法判断をしないというのでは、救済が遅きに失することは火を見るよりも明らかであるし、偶発的な事態から戦争に発展することもあるという過去の歴史的教訓にも背を向けるものというほかない。

安保法制の運用実態に目を向ければ、台湾有事に備えるなどとして、南西諸島、奄美大島、馬毛島など日本の至る場所が軍事基地・要塞化している。首都圏でも、2024年2月から横浜港ノースドックに米軍揚陸艇部隊280人が着任常駐し、横浜港が米軍の攻撃拠点として位置付けられた。安保法制により、戦争放棄・戦力不保持を定める憲法9条に明白に違反する実態が作り出され、事態はさらに深刻化している。一般市民が戦争被害者にも加害者にもなりうる危険は、ますます切迫している。

終審裁判所としての最高裁の違憲審査権は、最高裁の地位と権能における要であり、日本の根本法である憲法をその違反や破壊から守る憲法保障・立憲主義の最重要手段である。そのような使命を帯びる最高裁が、前例のない憲法破壊が行われ、国民不在のまま、我が国が集団的自衛権を行使して戦争当事国となりうることとなったリスクを直視しなかったことは、責務から逃避したと評価せざるを得ない。

東京で提起した安保法制違憲訴訟は、国家賠償請求事件も差止等請求事件も、憲法判断に一

切踏み込まないまま終了した。しかし、全国各地で提起された訴訟は、今後も続々と最高裁に係属することになる。広島訴訟についての2024年1月31日付け最高裁第三小法廷決定において、宇賀克也最高裁判事は、民訴法318条1項の事件に当たるとして、上告を受理すべきとの反対意見を付し、最高裁の本来あるべき姿をさし示した。今後、最高裁が宇賀判事の意見に倣って憲法の番人として本来の職責を果たすことを切望してやまない。

私たち東京弁護士会は、裁判所の職責を放擲した本決定に強く抗議する。この不当決定にひるむことなく、司法が本来の職責に則った判断を下すまで、裁判官の良心に働きかけることをやめない。今後も安保法制の廃止を目指して、原告・支援者、そして全国の仲間たちと共に、訴訟の内外を問わず全力で闘い続けることを、改めてここに宣言する。

(東京大空襲から79年目の日に)